

南九州市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和8年度定期監査（水道事業たな卸監査）を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果を公表する。

令和8年4月17日

南九州市監査委員 有水 秀男
南九州市監査委員 角 貞己

1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

3 監査の対象

建設水道課（水道事業の貯蔵品）

4 監査の着眼点

南九州市公営企業会計規程第 58 条の規定に基づく実地たな卸が適正に行われているかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、予め水道事業貯蔵品のたな卸表の提出を求め、たな卸貯蔵品の受払いが適正に処理されているかに着目して、たな卸表に基づく突合調査並びに建設水道課職員からの説明聴取により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

建設水道課倉庫（知覧庁舎西別館地下書庫内倉庫、川辺清水水源地倉庫、
穎娃庁舎建設水道課倉庫）

(2) 実施日程

令和 8 年 4 月 10 日

7 監査の結果及び意見

たな卸表とたな卸検査付表の入出庫数量を照合した結果、両者は符合しており、計数の正確性が確認された。

実査においても、たな卸表と現地の在庫数量及び形状寸法に相違はなく、資産の保管及び管理方法は適正であると認められた。